

広島県告示第五百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	納付事務に係る歳入等の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
S B ペイメン トサービス株 式会社	東京都港区海岸 一丁目七番一号	令和八年四月 一日	電子申請システム を利用した行政手 続に係る手数料等	令和八年四月一日 から令和八年七月 三十一日まで